

○港区地区計画等の案の作成手続に関する条例

昭和五十九年九月十八日

条例第三十号

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第十六条第二項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第二条 区長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- 二 縦覧場所

(説明会の開催等)

第三条 区長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催その他の周知措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第四条 法第十六条第二項に規定する者は、第二条の規定により縦覧に供された当該地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、当該公告の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、意見を文書により区長に提出するものとする。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。